

国立大学法人東京農工大学(法人番号1012405001281)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

学長の報酬月額、法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給号俸を適用しており、また、学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬(29,002千円)や事務次官の年間給与額(23,374千円)、他の同規模の国立大学法人等の役員報酬を参考としている。理事及び監事(非常勤)の報酬水準についても、同様に他の同規模の国立大学法人等の役員報酬を参考としている。

② 令和元年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

期末特別手当について、その者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和元年度における改定内容

法人の長

本学役員報酬規程に則り、俸給及び諸手当(地域手当、通勤手当、期末特別手当)としている。

期末特別手当については、基準額(俸給+地域手当+加算額)に100分の169.1を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額とし、そしてその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

なお、令和元年度では、一般職の職員の給与に関する法律の改正を参考にして、12月の期末特別手当の支給率を0.016ヶ月分引き上げた。

理事

同上

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

本学役員報酬規程に則り、その勤務状況等を考慮して経営協議会の議を経て俸給月額を決定することとしている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和元年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	18,611	11,580	5,294	1,737 (地域手当)		3月31日	
A理事	15,780	9,816	4,488	1,472 (地域手当) 4 (通勤手当)		3月31日	
B理事	15,776	9,816	4,488	1,472 (地域手当)		3月31日	
C理事	15,922	9,816	4,488	1,472 (地域手当) 146 (通勤手当)		3月31日	
D理事	13,850	8,472	3,873	1,270 (地域手当) 234 (通勤手当)			◇
監事	該当者なし			()			
A監事 (非常勤)	3,000	3,000	0	0 ()			
B監事 (非常勤)	3,000	3,000	0	0 ()			※

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

東京農工大学は、本学の理念である「MORE SENSE」(使命志向型教育研究—美しい地球持続のための全学的努力)に基づき、21世紀の人類が直面している課題の解決に真摯に取り組み、「世界が認知する研究大学へ」を学長ビジョンとして掲げ、学長のリーダーシップの下で推進している。そうした中で、本学の学長は、職員数約603名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、所属職員を統督して、経営面と教学面における職務を担っている。

学長の報酬月額、法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給号俸を適用しており、また、学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬(29,002千円)や事務次官の年間給与額(23,374千円)と比べてそれ以下となっている。こうした職務内容の特性や民間企業の役員報酬等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

理事の報酬水準については、主として教育担当、学術・研究担当、渉外担当及び総務・財務担当として、学長を補佐して本学の業務を掌理しているため、及び他の同規模の国立大学法人等の役員報酬とほぼ同水準となっているため、妥当と考える。

理事(非常勤)

該当者なし

監事 (該当者なし)

監事(非常勤) (監事(非常勤)の報酬水準については、国立大学法人法に定めるところにより、本学の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに会計経理の適正を期することを目的に本学の業務を監査しているため、及び他の同規模の国立大学法人等の役員報酬とほぼ同水準となっているため、妥当と考える。)

【文部科学大臣の検証結果】

(職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考える。)

4 役員の退職手当の支給状況(令和元年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事	該当者なし					
監事(非常勤)	該当者なし					

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
監事(非常勤)	該当者なし

【文部科学大臣の検証結果】

(該当者なし)

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

(期末特別手当について、その者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増減することができることとしている。)

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

国家公務員に適用される一般職の職員の給与に関する法律及び国家公務員退職手当法等を参考とし、国家公務員の給与水準に準じて決定している。

また、人件費管理の基本方針として全学的・中長期的な見地に立って毎年度作成する「全学採用計画」に基づき教職員の人件費管理を行っており、当面は、平成23年度で終了した総人件費改革の実行計画を踏襲し、定年退職者の後任補充を抑制することにより人件費の削減を図る。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

昇給・昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、本学の人事評価制度による評価の結果等を考慮している。

③ 給与制度の内容及び令和元年度における主な改定内容

本学職員給与規程に則り、俸給及び諸手当（俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務特別手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、入試手当及び学位論文審査手当）としている。

諸手当については、令和元年度から教育指導教員手当を廃止し、特別委員手当（特殊勤務手当に含む）を新設した。

期末手当については、基準額（俸給＋俸給の調整額＋扶養手当＋地域手当＋広域異動手当＋役職段階別加算額＋管理職加算額）に100分の130.0を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、基準額（俸給＋俸給の調整額＋地域手当＋広域異動手当＋役職段階別加算額＋管理職加算額）に本学勤勉手当支給要項に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、令和元年度では、一般職の職員の給与に関する法律の改正を参考にして、①初任給及び若年層の俸給月額を引上げ（平均改定率0.1%）、②12月の勤勉手当の支給率を0.016ヶ月分引き上げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況（年俸制適用者以外の職員）

区分	人員	平均年齢	令和元年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 461	歳 48.9	千円 8,680	千円 6,246	千円 92	千円 2,434
事務・技術	人 169	歳 45.3	千円 6,661	千円 4,880	千円 97	千円 1,781
教育職種 (大学教員)	人 289	歳 51.1	千円 9,898	千円 7,070	千円 89	千円 2,828
技能・労務職種	人 3	歳 45.5	千円 5,188	千円 3,857	千円 85	千円 1,331

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	32	42.7	5,590	4,094	105	1,496
事務・技術	11	39.1	4,142	3,048	124	1,094
教育職種 (大学教員)	21	44.5	6,348	4,642	96	1,706

注1: 常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)、非常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)、在外職員、任期付職員並びに再任用職員については、該当者がいないため省略。

注2: 「技能・労務職種」とは、林業作業等の技能的業務に従事する職員を示す。

職種別支給状況(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	令和元年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	44	45.2	10,650	10,650	97	0
教育職種 (大学教員)	44	45.2	10,650	10,650	97	0

区分	人員	平均年齢	令和元年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	33	40.1	5,944	5,944	64	0
教育職種(専門職大学院実務家教員)						
教育職種 (外国人語学教員)						
その他教育職種 (年俸制)	26	37.0	6,235	6,235	55	0
その他事務・技術 (年俸制)	7	51.5	4,859	4,859	97	0
その他URA (年俸制)						

注1: 非常勤職員の教育職種(専門職大学院実務家教員)及びその他URA(年俸制)については、該当者が1人のため、教育職種(外国人語学教員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、常勤職員全体の数値からも除外している。

注2: 教育職種(専門職大学院実務家教員)とは、専門職大学院である工学府産業技術専攻において、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を示す。

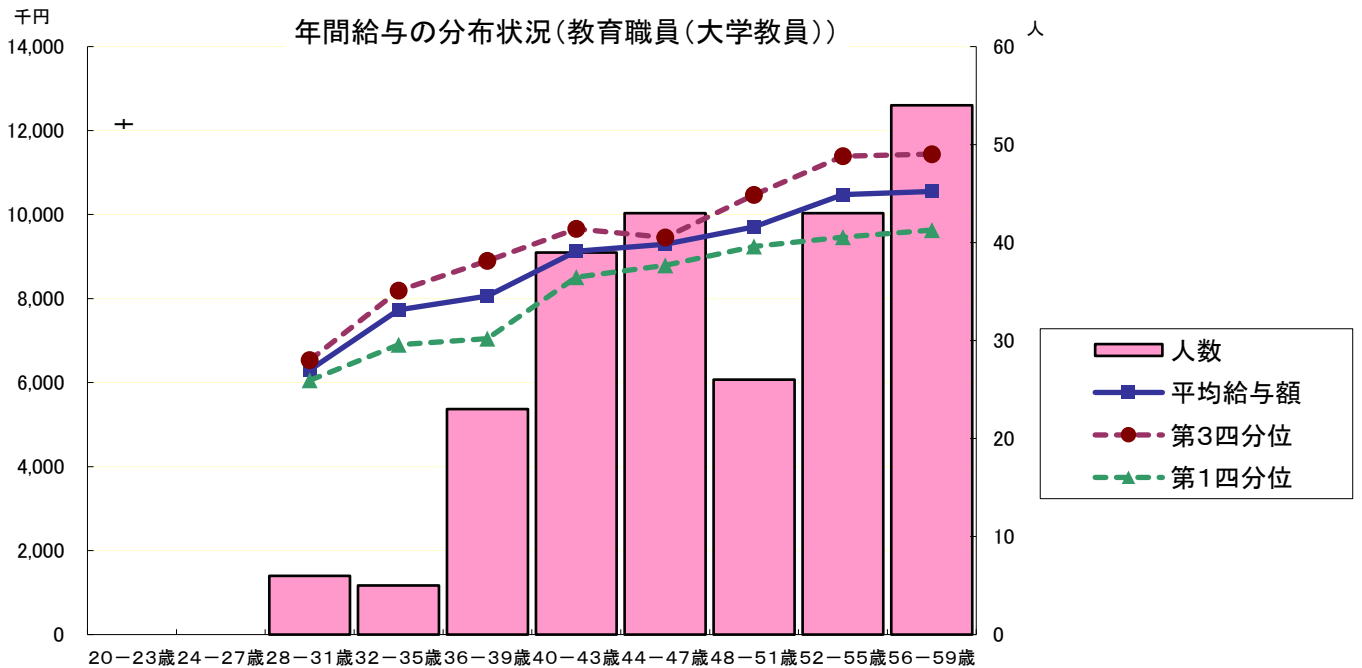
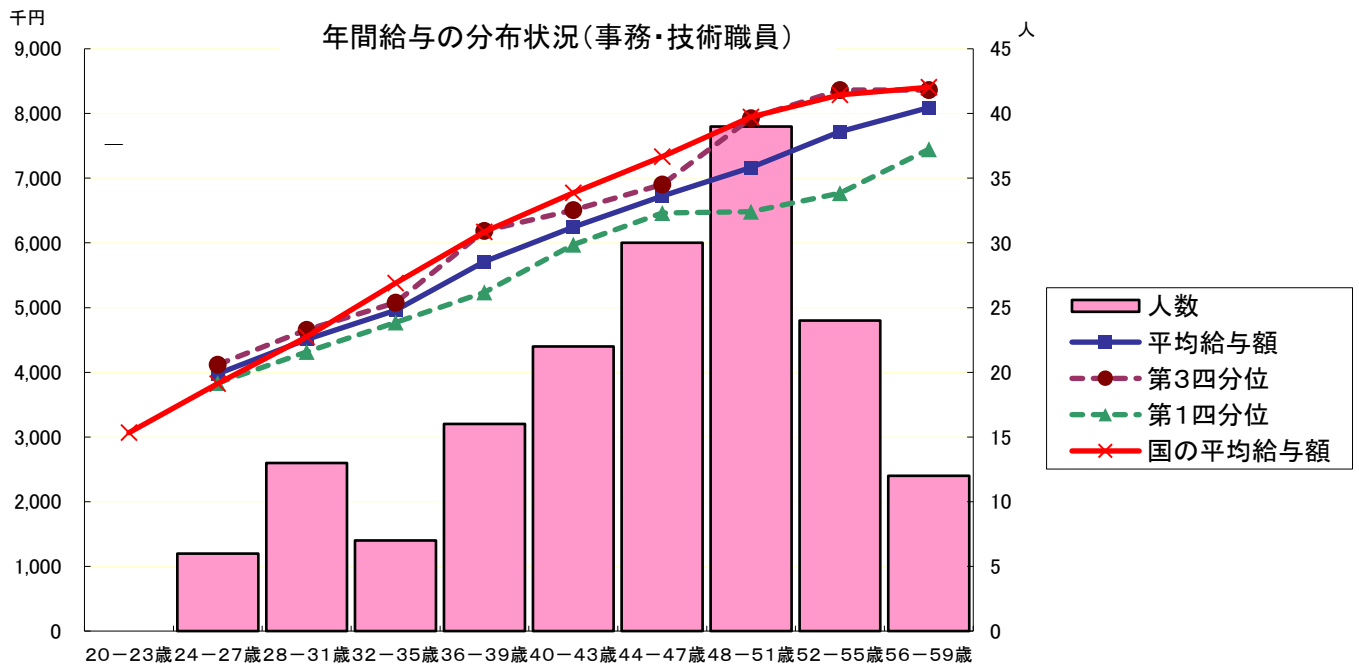
注3: 教育職種(外国人語学教員)とは、外国語を母語とし、外国語科目を担当させることができる高度の専門的学識及び技能を有する教員を示す。

注4: その他教育職種(年俸制)とは、競争的資金等により雇用される年俸制の特任教員等を示す。

注5: その他事務・技術(年俸制)とは、競争的資金等により雇用される年俸制の職員等を示す。

注6: その他URA(年俸制)とは、競争的資金等により雇用される年俸制のリサーチ・アドミニストレーターを示す。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
次長	3	56.8	10,636	9,113 ～ 7,871
課長	10	51.1	8,535	8,920 ～ 6,703
室長・副課長	25	51.4	7,921	8,255 ～ 5,078
係長	86	46.9	6,595	6,960 ～ 4,274
主任	23	41.5	5,582	5,524 ～ 3,636
係員	22	31.8	4,480	

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
教授	123	56.7	11,175	14,635 ～ 8,842
准教授	127	48.5	9,223	10,622 ～ 7,385
講師	17	43.7	8,100	9,062 ～ 7,047
助教	22	40.8	6,873	7,653 ～ 5,967

注:次長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間最高給与額及び年間最低給与額については記載していない。

④ 賞与(令和元年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	57.3	56.7	57.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	42.7	43.3	43.0
	最高～最低	53.1～39.1	51.8～39.5	51.7～39.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	58.6	58.3	58.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	41.4	41.7	41.6
	最高～最低	46.8～36.9	47.2～39.3	45.4～38.7

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	56.8	56.4	56.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	43.2	43.6	43.4
	最高～最低	59.8～39.4	56.1～39.7	58.0～39.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	58.7	58.3	58.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	41.3	41.7	41.5
	最高～最低	51.8～37.8	52.0～31.3	51.9～36.3

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 92.7 ・年齢・地域勘案 94.1 ・年齢・学歴勘案 92.0 ・年齢・地域・学歴勘案 94.1 (参考) 対他法人 106.9
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	該当なし
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果) 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 49% (国からの財政支出額 7,470,000千円、支出予算の総額 15,198,000千円: 令和元年度予算)</p> <p>【検証結果】 本学の対国家公務員指数及び参考指数(地域勘案、学歴勘案及び地域・学歴勘案)は全て100未満であることから、給与水準は適切であると考えられる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であるとする。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指数 104.4

注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和元年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

事務・技術職員

○22歳(大卒初任給)

月額182,200円 年間給与2,995,000円

○35歳(係長)

月額314,640円 年間給与5,243,000円

○50歳(室長・副課長)

月額474,840円 年間給与7,757,000円

教育職員

○27歳(博士修了初任給)

月額291,400円 年間給与4,791,000円

○35歳(准教授)

月額451,490円 年間給与7,623,000円

○50歳(教授)

月額586,040円 年間給与10,025,000円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円(教授の場合3,500円)、子1人につき10,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

昇給・昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、本学の人事評価制度による評価の結果等を考慮している。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,256,266	千円 5,139,133	千円 5,173,700	千円 5,149,829	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 595,197	千円 288,657	千円 374,235	千円 497,512	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,552,726	千円 1,509,350	千円 1,529,940	千円 1,493,392	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 949,867	千円 935,723	千円 958,606	千円 965,908	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 8,354,056	千円 7,872,863	千円 8,036,481	千円 8,106,641	千円	千円

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。
 注2:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「14 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額は、前年度比0.5%減となっているが、これは給与支給人数が減少(前年度比0.7%減)したことによるものと考えられる。

退職手当支給額は、前年度比32.9%増となっているが、これは退職手当支給人数が増加(前年度比36.4%増)したことによるものと考えられる。

最広義人件費は、前年度比0.9%増となっているが、前述の事由によるものと考えられる。

なお、優れた研究業績等を有する教授、若手教員及び学内施設教員を対象とする年俸制給与制度を導入し、令和元年度末までに46名の教育職員に適用しているところであり、この年俸制適用者の給与には退職手当相当分が含まれているため、給与、報酬等支給総額にはこの年俸制適用者の退職手当相当分が含まれている。

また、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年1月15日から以下の措置を講ずることとした。

役職員の退職手当について、支給水準の引下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要:退職手当基本額の調整率を10.875/100 から10.4625/100に引き下げた。

職員に関する講じた措置の概要:退職手当基本額の調整率を87/100 から83.7/100 に引き下げた。

なお、規則改正にあたり、必要な会議に付議するなど所要の手続きを経る必要があったことから、措置の開始時期は、国家公務員に係る措置時期(平成30年1月1日)と異なる取扱いとした。

Ⅳ その他

特になし